



令和8年度版

船員保険通信



船員保険の事業についてご案内するものです。



船員保険イメージキャラクター
かもめっせ

Topics 1

生活習慣病予防健診が 令和8年度からパワーアップ!

1. 健診の対象年齢が拡大!

若く健康なうちからご自身の健康に関心を持っていただくため、従来の対象者※1に加え、**20・25・30歳の被保険者様、20・25・30・35～39歳の被扶養者様**も生活習慣病予防健診※2の対象になります。船員手帳の健康証明書の証明を受けられる健診機関もございます。

※1 35歳以上の被保険者様および40歳以上の被扶養者様 ※2 20・25・30歳の方は胃がん検診を含みません

2. オプション検査が拡大!

- ・50歳以上が対象の前立腺がん検診が無料で受けられるようになりました。
- ・40歳以上の偶数年齢の女性が対象の骨粗しょう症検査を新たに開始しました。
- ・子宮頸がん検診の対象年齢を、従来の40歳以上から、**20歳以上の偶数年齢**に引き下げました。

船員保険の健診について
詳しくはこちら



船員保険部ホームページ

Topics 2-1

令和8年度8月から 高額療養費制度が見直されます

長期にわたり治療が必要な方のセーフティネット機能の強化

新たに年間の上限額が新設されました

月ごとの自己負担額が積み上がっても、年間の上限額に達した後は、それ以上の医療費については、還付を受けることができます。

※年間とは8月から翌年の7月までをさします

年間上限額の新設により、以下の方は
医療費負担が軽くなる場合があります

- これまで「多数回該当」に該当しなかった方
- 見直しにより「多数回該当」の対象から外れる方
- 現在、毎月高額療養費を利用している方
- 極めて高額な医療を受けた方

例：これまで多数回該当に該当しなかった方
(区分ウの場合)



高額療養費制度の見直しについては3ページ目をご覧ください ➡



全国健康保険協会
船員保険

〒102-8016

東京都千代田区富士見 2-7-2 ステージビルディング14階

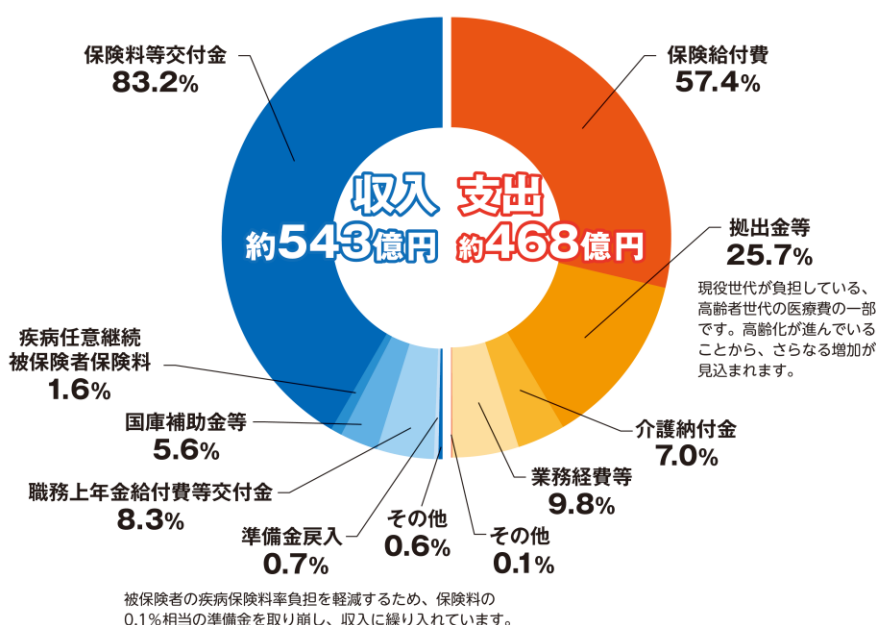
TEL: 03-6862-3060 (8:30~17:15 ※土・日・祝日を除く)

令和7年度の決算について

収入の面では、賃金（平均標準報酬月額※）が増加し、令和7年度の保険料収入が令和6年度に比べて増加したこと等により約543億円となりました。いっぽう、支出の面では、令和7年度の後期高齢者支援金が令和6年度に比べて増加したこと等により約468億円となりました。この結果、収支差（黒字）については、約75億円となりました。

船員保険の財政は安定していますが、今後も医療の高度化等により医療費の増大が継続すると見込まれるほか、後期高齢者等の負担も高い水準で推移していくことが見込まれるため、中長期的に安定した財政運営を行いつつ、船員の健康増進を図るための各種施策を確実に実施していく必要があります。

※ 標準報酬月額とは、船員保険の被保険者が受ける賃金を一定の幅で区分したものです。
この標準報酬月額をもとに、保険料の額や保険給付の額が計算されます。



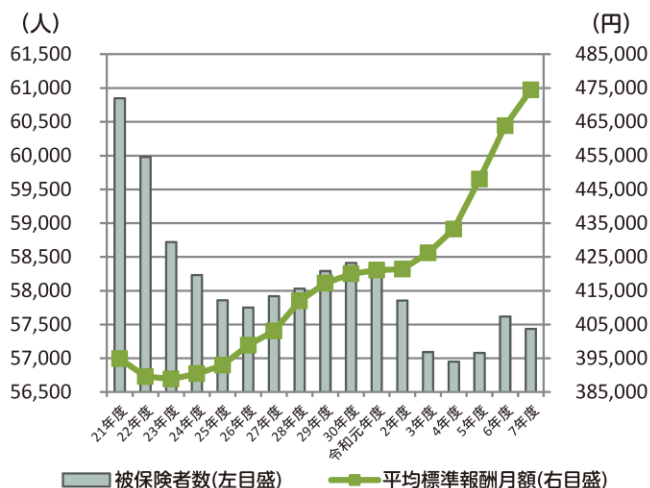
収入計	543 億円
保険料等交付金	452 億円
疾病任意継続被保険者保険料	9 億円
国庫補助金・負担金	30 億円
職務上年金給付費等交付金	45 億円
準備金戻入	4 億円
その他	3 億円

支出計	468 億円
保険給付費	268 億円
提出金等	120 億円
介護納付金	33 億円
業務経費・一般管理費	46 億円
その他	0.5 億円

単年度収支差 75 億円

船員保険被保険者の状況

- 令和7年度末の被保険者数は57,437人でした。令和6年度末から183人の減少となりました。
- 令和7年度の被保険者一人あたりの平均標準報酬月額は474,453円でした。平成24年度から14年連続で増加しました。



令和7年度の船員保険の事業について

○正確かつ迅速な業務の実施

各種給付金（傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金、葬祭料（費））の申請書受付から振り込みまでの期間を10営業日以内を目標とし、正確かつ迅速な給付に努めています。

○DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進

2025(令和7)年12月2日より従来の保険証が使用できなくなることから、従来の保険証利用可能期間終了後の医療機関等の受診方法やマイナ保険証の登録方法、資格確認書の説明、マイナ保険証を使うメリット及びQ&A等を四コマ漫画を交えながらわかりやすく説明した「船員の皆さまのためのマイナ保険証ガイド」を作成し、2025(令和7)年10月に全船舶所有者及び全被保険者へ送付しました。また、「船員の皆さまのためのマイナ保険証ガイド」に記載の内容やマイナンバーカードの電子証明書の有効期限等について様々な広報媒体で積極的に周知を行いました。加入者の皆さまに安心して医療を受けていただけるよう、2026(令和8)年度も引き続き周知広報を行います。



マイナ保険証について
詳しくはこちらから



船員保険部ホームページ

○福祉事業の効果的な実施

船員の健康と安全を守る上で重要な無線医療助言事業について、外部委託機関と連携を図り、円滑かつ着実に実施しました。2025(令和7)年2月に改訂した無線医療助言通信ハンドブックを新規適用となった船舶所有者へ順次郵送し、また、動画共有サービスで事業紹介動画の公開を継続することで、利用の際の注意事項や制度の周知に努めました。

○特定健康診査等の推進

被保険者や被扶養者がより生活習慣病予防健診を受診しやすい環境を整備するため、新たに12の健診機関と契約しました。2026(令和8)年度からは健診対象者や検査項目が拡大したため、周知広報や受診環境の拡充を進めていきます。

○船舶所有者等の健康意識向上に対する支援

船員のための健康情報冊子「ヘルスコンパス(第3版)」を発行しました。ヘルスコンパスは2016(平成28)年に初版、2022(令和4)年に第2版を作成しており、第3版となる今回は、読者が主体的に健康づくりに取り組めるよう、マンガやクイズ、チェック項目など、読者参加型の構成としました。船上での不規則な生活や運動不足、食生活の乱れなど船員特有の生活実態や勤務実態を踏まえた健康情報を掲載し、日ごろから実践できる健康づくりを支援する内容とし、加入者および船舶所有者に広く健康情報を提供しました。



ヘルスコンパス第3版は
こちらから



船員保険部ホームページ

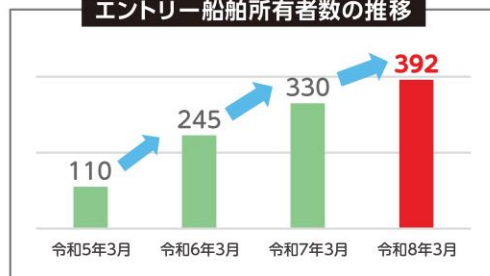
○船舶所有者とのコラボヘルスの推進

健康づくりに取り組む船舶所有者に対し、「船員の健康づくり宣言」として各社の健康課題に合わせた支援を行っています。2020(令和2)年から開始し、2025(令和7)年度末時点で、エントリー数は392社に増加しました。エントリーしていただいた船舶所有者さまへの継続的な支援に加え、船舶所有者さまのニーズに応じた支援メニューの充実化を図ります。

○船内での健康的な食生活に関する支援メニューの強化

船員の健康づくり宣言アクティブコース限定の支援メニューとして、2025(令和7)年8月より「食事・栄養WEB相談室～船のごはん見直しませんか?～」を始めました。司厨員・船員・健康づくり担当者などを対象としており、オンラインで管理栄養士に食事について相談をすることができます。「食事での生活習慣病対策」や「航海中の食材の選び方」などの相談ができるほか、実際に作った食事や食事メニューを管理栄養士と共有しながらアドバイスを受けることも可能です。日々の健康を支える上で大変重要な船内での食生活に関して、実践的かつ具体的な支援を実施しています。

エントリー船舶所有者数の推移





公的医療保険制度の持続可能性の確保

高額療養費の上限額が変わります

月単位の自己負担について、将来にわたり制度を維持するため、医療費の伸びや所得に応じてご負担いただきます。ご理解をお願いいたします。

高額療養費制度とは

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。

《高額療養費制度の上限額（令和8年8月から令和9年7月まで）》

高額療養費制度の見直しは令和8年度と令和9年度の2段階にわけて実施します。下の表は令和8年8月から令和9年7月までの内容です。

所得区分		標準報酬月額	入院＋外来【月額上限】 (世帯ごと) ＜多数回該当※1＞	入院＋外来 【年間上限】 (世帯ごと)	外来 (個人ごと) ※70歳以上のみ
70歳未満	70歳以上				
ア	現役並みⅢ	83万円以上	270,300円＋(総医療費－901,000円)×1% ＜140,100円＞	168万円	—
イ	現役並みⅡ	53～79万円以上	179,100円＋(総医療費－597,000円)×1% ＜93,000円＞	111万円	—
ウ	現役並みⅠ	28万円～50万円	85,800円＋(総医療費－286,000円)×1% ＜44,400円＞	53万円	—
エ	一般	26万円以下	61,500円 ＜44,400円＞	53万円※5	月額上限 22,000円 (年間上限 21.6万円)
オ※2	—	住民税非課税等 【70歳未満】	36,900円 ＜24,600円＞	29万円	—
—	低所得者Ⅱ※3	住民税非課税等 【70歳以上】	25,700円 ＜24,600円＞	29万円	月額上限 11,000円 (年間上限 9.6万円)
—	低所得者Ⅰ※4	一定所得以下 (年収入約80万円以下など) 【70歳以上】	15,700円	18万円	月額上限 8,000円

※1 療養を受けた月以前の1年間に、3ヵ月以上の高額療養費の支給を受けた（限度額適用認定証を使用し、自己負担限度額を負担した場合も含む）場合には、4ヵ月目から「多数回該当」となり、自己負担限度額がさらに軽減されます。

※2 被保険者が市町村民税の非課税者で、かつ、区分アまたはイに該当しない方。

※3 被保険者が市町村民税の非課税者で、かつ現役並み所得者に該当しない方。

※4 被保険者とその扶養家族すべての方の収入から必要経費・控除額を除いた後の所得がなく、かつ、現役並み所得者に該当しない方。

※5 標準報酬月額が15万円以下であることが確認できた方は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払いします。

高額療養費については
こちらから
↓



船員保険部ホームページ



高額療養費制度の見直しに係るQ&A

Q. 8月から医療機関の窓口で支払う医療費が増えるのですか？

A. 窓口で支払う医療費は、その月にどれくらい医療を受けるか、そしてその月の医療費が上限額に達するかどうかによります。

Q. 自身の所得区分はどのように確認できますか？

A. どの所得区分に該当するかは、マイナポータル、限度額適用認定証等でご確認いただけます。

Q. 高額療養費の支給を受けるには、どうしたらいいですか？

A. 原則、マイナ保険証をお持ちの方は、医療機関を受診する際、手続きなしで高額療養費の適用を受けられます。マイナ保険証をお持ちでない方は、限度額適用認定証等をご利用いただくか、船員保険部に申請を行う必要があります。なお、年間上限額を超えた部分については、一旦医療機関の窓口でご負担いただき、船員保険部へ申請後に還付を受けることができます。